燕市消防団協力事業所表示制度実施要綱（以下「要綱」という）第13条に基づき、要綱第4条第3号の「提供資機材等の基準」について「災害時に資機材等を燕・弥彦総合事務組合への提供に関する覚書」を燕・弥彦総合事務組合と事業所とで締結することを認定基準要件とし「災害時に資機材等を燕・弥彦総合事務組合への提供に関する覚書」を次のように定める。

災害時に資機材等を燕・弥彦総合事務組合への提供に関する覚書

（趣旨）

第１条　この覚書は、燕・弥彦総合事務組合が　　　　　　　に対し、燕市における地震、風水害、大火災その他による災害（以下「災害等」という。）が発生又は発生のおそれがある場合において、災害等の予防並びに応急対策に関する資機材及び人員（以下「資機材等」という）の提供を要請するときの必要な事項について定めるものとする。

（資機材等提供の窓口）

第２条　燕・弥彦総合事務組合管理者（以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）は、あらかじめ資機材等提供に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（資機材等提供の種類）

第３条　資機材等提供の種類は、次のとおりとする。

(1) 災害等対策用資機材の提供

(2) 災害等対策用資機材を操作するオペレーター及びその他人員の提供

(3) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急業務

（資機材等提供の手続）

第４条　甲は、次の事項を明らかにして、速やかに口頭又は電話により要請を行い、後日、すみやかに文書を提出するものとする。

(1) 出動要請の場所

(2) 災害等の発生又はおそれのある状況

(3) 資機材等提供の内容

(4) その他必要な事項

（費用の負担）

窮５条　甲の要請により、乙が資機材等提供に要した費用は次のとおりとする。

(1) 災害等対策用資機材の提供に係る費用は無償とする。

(2) 災害等対策用資機材を操作するオペレーター及びその他人員の提供に係る費用は燕市「災害時の応援業務に関する協定（燕市建設業協同組合）」に準じて甲が負担するものとする。

(3) その他の費用については甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第６条　資機材等提供にともない損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙誠意をもって協議する。

(資料の交換)

第７条　甲乙は、この覚書に基づく資機材等提供が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

(1) 連絡担当者の職、氏名並びに連絡方法等

(2) 災害等対策用資機材の保有状況

(3) その他必要な事項

（その他）

第８条　この覚書に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

２ この覚書の実施に関して必要な事項は、甲乙の担当者が別途協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本覚書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1 通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　燕市吉田浜首４０８番地１

燕・弥彦総合事務組合

管理者　燕市長

乙　　住　　　　　　　　　　所

会　社　名

　　　　　　　　役　職　名　　氏　　　　　名

災害時に資機材等を燕・弥彦総合事務組合への提供に関する覚書に係る資料

（第２条、第７条関係）

資機材等提供の窓口

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 甲 | 乙 |
| 連絡担当者 | 燕・弥彦総合事務組合消防本部消防長　電話番号　0256-92-1119燕市消防団団長　電話番号　0256-92-1119 | 会社名役　　職　　氏　　　　名電話番号緊急時電話番号 |

資機材等提供の連絡方法

甲は乙に口頭又は電話により要請を行う。

提供資機材 甲へ乙から提供する資機材は次のとおり

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 資機材名 | 数量 | № | 資機材名 | 数量 |
| 1 |  |  | 11 |  |  |
| 2 |  |  | 12 |  |  |
| 3 |  |  | 13 |  |  |
| 4 |  |  | 14 |  |  |
| 5 |  |  | 15 |  |  |
| 6 |  |  | 16 |  |  |
| 7 |  |  | 17 |  |  |
| 8 |  |  | 18 |  |  |
| 9 |  |  | 19 |  |  |
| 10 |  |  | 20 |  |  |

令和　　年　　月　　日

甲　　燕市吉田浜首４０８番地１

燕・弥彦総合事務組合

管理者

乙　　住　　　　　　　　　　所

会　社　名

役　職　　氏　　　　　名